

原子炉安全専門審査会の臨時委員等の任命手続きについて (報告)

平成 30 年 2 月 21 日
原子力規制庁

原子炉安全専門審査会における火山モニタリングに係る調査審議（別添）のため、原子炉安全専門審査会令（平成 24 年政令第 231 号）第 2 条の規定に基づき、以下のとおり、原子炉安全専門審査会の臨時委員及び専門委員について、原子力規制委員会委員長による任命に係る手続きを進めることとする。

原子炉安全専門審査会臨時委員任命予定者

おおくら たかひろ 国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究
大倉 敬宏 施設火山研究センター 教授

みやまち ひろき 国立大学法人鹿児島大学理工学研究科地球環境科学専攻
宮町 宏樹 教授

(敬称略、50音順)

原子炉安全専門審査会専門委員任命予定者

しのはら ひろし 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センタ
篠原 宏志 ー活断層・火山研究部門 首席研究員

たなだ としかず 国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部門部
棚田 俊收 門長 総括主任研究員

(敬称略、50音順)

別添

原規規発第 1603251 号

平成 28 年 3 月 25 日

原子炉安全専門審査会会長 殿

原子力規制委員会

原子炉安全専門審査会への指示について（通知）

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 14 条の規定に基づく指示について、下記のとおり通知します。

記

原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について調査審議を行うこと。

○原子炉安全専門審査会臨時委員

氏名 (年齢)	専門分野	主な職歴
おおくら たかひろ 大倉 敬宏 (54)	火山物理学 地震学	国立大学法人京都大学教養部 助手 国立大学法人京都大学総合人間学部 助手 国立大学法人京都大学大学院理学研究科 助教授 国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学 研究施設火山研究センター 教授 気象庁火山噴火予知連絡会 委員
みやまち ひろき 宮町 宏樹 (60)	地震学 火山地震学	国立大学法人鹿児島大学理学部 助手 国立大学法人鹿児島大学理学部 助教授 国立大学法人鹿児島大学理学部 教授 国立大学法人鹿児島大学理学部附属南西島弧地震火山 観測所 所長 国立大学法人鹿児島大学理工学研究科地球環境科学専 攻 教授

○原子炉安全専門審査会専門委員

氏名 (年齢)	専門分野	主な職歴
しのはら ひろし 篠原 宏志 (58)	火山化学 地球化学	国立大学法人東京工業大学理学部化学科 助手 通商産業省工業技術院地質調査所 研究員 通商産業省工業技術院地質調査所 主任研究員 国立研究開発法人産業技術総合研究所 研究グループ 長 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セ ンター活断層・火山研究部門 首席研究員 気象庁火山噴火予知連絡会 委員
たなだ としかず 棚田 俊收 (58)	火山地震学	神奈川県温泉地学研究所 主任研究員 国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部 門部門長 総括主任研究員 気象庁火山噴火予知連絡会 委員 那須岳火山防災協議会 委員 内閣府火山防災対策推進検討会議 委員

(敬称略、50音順、平成30年2月21日時点)

○原子炉安全専門審査会令（平成二十四年九月十四日政令第二百三十一号）

（組織）

第一条 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。

2 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(審査会の運営)

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

制定 平成26年2月5日 原規技発第1402051号 原子力規制委員会決定
改定 平成26年4月16日 原規規発第14041613号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年11月22日 原規規発第1711224号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件を次のように定める。

平成26年2月5日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員（以下「審査委員等」という。）の任命に当たっての要件等を定める。

2. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の要件

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

- ① 原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者
- ② 原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者
- ③ 原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団

法人日本原子力産業協会をいう。)の役員又は従業者である者

- ④ 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工株式会社をいう。）の役員又は従業者である者
- ⑤ 任命前の3年間（3.の自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、2.の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

- ① 任命前の3年間において、同一の原子力事業者等（2.①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から1年度あたり50万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者
- ② 任命前の3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う審査委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている審査委員等に係る自己申告については、平成30年度分から適用する。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

印

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- (A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①及び②のいずれにも該当しません。
- (B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む。)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度

※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。

※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。

※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度			

②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。

※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。

※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

原子炉安全専門審査会名簿

<審査委員>

かつた 勝田	ただひろ 忠広	明治大学法学部 准教授
こばやし 小林	てつお 哲夫※	国立大学法人鹿児島大学 名誉教授
せきむら 関村	なおと 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
たかぎ 高木	いくじ 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科 教授
たかだ 高田	つよし 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
たかはし 高橋	まこと 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻 教授
ながい 永井	やすよし 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター長
なかがわ 中川	としこ 聡子	東京都市大学工学部 教授
なかじま 中島	けん 健	国立大学法人京都大学原子炉実験所 教授
なかむら 中村	たけひこ 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター センター長
にしだ 西田	あけみ 明美	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター 材料・構造安全研究ディビジョン構造健全性評価研究 グループ 研究主幹

まつお 松尾	あきこ 亜紀子	慶應義塾大学工学部 教授
まるやま 丸山	ゆう 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター リスク評価研究ディビジョン ディビジョン長
むらかみ 村上	まこと 亮 ※	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山 研究観測センター 教授
むらまつ 村松	けん 健	東京都市大学工学部 客員教授
やまもと 山本	あきお 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科総合エネルギー 工学専攻 教授
よしだ 吉田	ひろこ 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 ラジオアイソトープ研究教育センター 准教授
よしはし 吉橋	さちこ 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設 准教授
よねおか 米岡	ゆうこ 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事 認定センター長

合計 19 名

<臨時委員>

おおくら たかひろ※
大倉 敬宏

国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学
研究施設火山研究センター 教授

みやまち ひろき※
宮町 宏樹

国立大学法人鹿児島大学理工学研究科地球環境科学専
攻 教授

合計 2 名

<専門委員>

いimoto たけし
飯本 武志

国立大学法人東京大学環境安全本部 教授

いとい たつや
糸井 達哉

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授

かんだ れいこ
神田 玲子

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター
センター長

しのはら ひろし※
篠原 宏志

国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セ
ンター活断層・火山研究部門 首席研究員

たなだ としかず※
棚田 俊收

国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部
門部門長 総括主任研究員

ほうはら しんや
芳原 新也

近畿大学原子力研究所 准教授

合計 6 名

(敬称略、50音順) 平成30年1月末現在

※原子炉火山部会に所属している委員